

令和5年9月4日

奥州市長 倉成 淳 様

奥州市上下水道事業運営審議会

会長 境田 洋春



水道料金の改定等について（答申）

本審議会は、令和5年7月10日付け奥道経第258号にて諮問のあった「水道料金の改定等」について、審議した結果を答申します。

答 申 書

本審議会では、水道料金の改定及び水道分岐負担金制度の導入について議論を重ね、次のとおり意見が集約されたのでここに答申します。

記

1 水道料金の改定について

- (1) 増額改定とし、平均改定率は 11.6%が妥当である。
- (2) 料金算定期間は令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度の 3 年間とする。
- (3) 令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの水道料金表は別紙表 1 のとおりとする。
- (4) 現状の料金体系では令和 6（2024）年度末に赤字となる試算を踏まえ、令和 6 年の料金の改定実施が避けられないところであるため、料金改定日は、令和 6（2024）年 4 月 1 日が妥当と考える。但し、改定にあたっては、市民の理解を得るよう十分な周知を図ること。

2 水道分岐負担金について

- (1) 新旧利用者の負担の公平性を図るとともに、水道事業の継続性の確保と水道料金の高騰を抑制するため、新たな収入確保策として制度を創設することは妥当と考える。
- (2) 水道分岐負担金の額は、県内他事業体と比較しても妥当な水準となっており、別紙表 2 のとおりとする。
- (3) 制度の導入日は、令和 6（2024）年 4 月 1 日からが妥当と考える。但し、制度導入にあたっては、市民及び関係者の理解を得るよう、十分な周知を図ること。

3 附帯意見

- (1) 水需要が減少する見込みを踏まえ水道事業の広域化、官民連携などの取り組みの検討を進めるとともに、他事業体の動向や新たな技術等の情報収集を行い、更なる効率的な経営に努められたい。
- (2) 水道事業の現状や将来の課題について、市民にわかりやすい内容で、SNS 等様々な方法で積極的に情報発信し、課題について共有を図りながら事業推進に努められたい。
- (3) 一般会計からの繰入について内容を吟味し、可能な限り基準外繰入を抑制するよう更に努められたい。
- (4) 水道は、市民の日常生活に重要なライフラインであり、今後も安全・安心な水を安定的に供給するため、老朽化した施設の更新や耐震化等の事業に計画的に取り組まれたい。

表1 改定後の水道料金表 (1月あたり 税込)

メーター 口径 (mm)	基本料金	従量料金 (1 m ³ につき)	
13	1,100 円	1 ～10 m ³ 11～20 m ³ 21～30 m ³ 31～50 m ³ 51 m ³ 以上	110 円 220 円 253 円 275 円 286 円
20	1,155 円		
25	1,485 円		
30	2,530 円		
40	3,740 円		
50	6,930 円		
75	13,310 円		
100	24,200 円		

表2 水道分岐負担金表

給水管口径	分岐負担金 (円)
20mm 以下	43,000
25mm	73,000
30mm	116,000
40mm	241,000
50mm	421,000
75mm	1,171,000
100mm	2,406,000
増径変更	差額

● 審議経過

当審議会では、令和4年7月1日の委員就任以降、水道事業の収支状況や今後の経営計画など、本市の水道事業を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、慎重に協議を行った。

開催日	協議内容等
令和4（2022）年7月26日 （令和4年度第1回）	【委嘱状交付】 ・上下水道事業の概要について
令和5（2023）年1月30日 （令和4年度第2回）	・第2次奥州市水道事業中期経営計画（案）について ・奥州市水道事業の計画見直しについて
令和5（2023）年7月10日 （令和5年度第1回）	【諮問書伝達】 ・水道料金について ・水道分岐負担金について
令和5（2023）年8月2日 （令和5年度第2回）	・水道料金について ・水道分岐負担金について
令和5（2023）年8月24日 （令和5年度第3回）	・答申（案）について

奥州市上下水道事業運営審議会委員

役 職	氏 名
会 長	境田 洋春
副会長	小沢 利彦
委 員	伊藤 千恵
〃	遠藤 敏
〃	及川 和人
〃	小野寺 由記子
〃	柏山 裕司
〃	佐藤 久喜
〃	佐藤 有紀
〃	菅原 恵美子
〃	菅原 嘉久
〃	高橋 文香
〃	千田 喜久雄
〃	松好 悦子
〃	三浦 敏

(50 音順、敬称略)